

令和5年(行ウ)第171号 帰化不許可処分取消請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国(処分行政庁 法務大臣)

準備書面(1)

令和5年9月29日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

稻 玉 裕

宮 城 島 光

横 山 智 宏

大 村 陽 美

田 中 貴 大

被告は、本準備書面において、請求の趣旨第1項の請求について本案の答弁を行ひ（後記第1）、訴状の請求の原因に対する認否をし（後記第2）、請求の趣旨第1項について、訴状及び2023年（令和5年）6月1日付け原告準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）の原告の主張に対する被告の本案の主張を明らかにするとともに、答弁書における本案前の主張を撤回し、必要と認める範囲で令和5年8月4日付け原告準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）の求釈明事項に対する回答をし（後記第3）、上記の本案の主張を踏まえて、請求の趣旨第2項に係る本案前の主張を整理・補充する（後記第4）。

なお、略語等は本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本案の答弁

- 1 請求の趣旨第1項の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第1 当事者」について

- (1) 第1段落から第3段落までについて
認める。

- (2) 第4段落について

原告が、2023（令和5）年3月31日時点で、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程（国際関係学専攻）に在籍していることは認め、
その余は不知。

- 2 「第2 本件処分の存在」について

- (1) 「2018年に行った帰化許可申請につき不許可処分を受けたこと」
について

国籍法5条1項1号の規定の内容、原告が2018（平成30）年3月23日及び同年5月2日に東京法務局において帰化申請に係る相談をしたこと、原告が同日に帰化許可申請（以下「初回の帰化申請」という。）をしたこと、原告が初回の帰化申請に関する意見書（甲7）を提出したこと、初回の帰化申請につき2020（令和2）年1月17日に法務大臣が不許可処分をしたこと及び当該処分の理由を明らかにしていないことは認める。

(2) 「2 原告は、2020年に行った帰化許可申請につき不許可処分を受けたこと」について

原告が再度の帰化申請をしたこと、原告が2022（令和4）年7月19日及び同年8月17日に再度の帰化申請に関する意見書（甲9及び10）を提出したこと及び法務大臣が本件処分をしたことは認める。

3 「第3 難民条約と帰化」について

(1) 「1 難民条約34条」について

日本が1951年の難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び1967年の難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）に加入したこと、難民条約及び難民議定書が1982（昭和57）年1月1日に我が国において効力を生じたこと、難民条約34条の規定の内容については認める（ただし、日本が難民議定書に加入したのは、正確には1982（昭和57）年である。）。

(2) 「2 難民条約34条を国内で実施するための措置が採られていないこと」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

争う。

4 「第4 本件処分等が違法であること」について

争う。

第3 請求の趣旨第1項（本件取消しの訴え）について

1 本件処分が適法であること

(1) 帰化の許否については法務大臣に極めて広範な裁量があること

ア 帰化制度に係る国籍法の規定について

「帰化」とは、国家という一つの共同体が、本来その共同体に属さない個人を新たにその共同体の構成員として認め、国籍を付与することをいう。

そして、国籍は、国家の主権者の範囲を画定し、国家の属人的統治権の範囲を限定する高度に政治的な事項であって、これを付与するための要件、付与を求める申請の方式、付与された場合の効果等についてはもとより、その要件や方式が一応具備されている場合に国籍を付与するかどうかについても、当該国家が自由に決定することができる。

我が国の国籍法は、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができ、帰化をするには法務大臣の許可を得なければならないとした上(国籍法4条2項)、法務大臣が帰化を許可するための条件を定めている(国籍法5条から9条まで。以下「法定の条件」という。)。

したがって、日本国籍の取得を希望する外国人の申請に基づき帰化が許可されるためには、申請者が法定の条件を具備することが最低条件として求められており、法定の条件を具備しない申請者に対して、法務大臣は帰化の許可を与えることはできない。

イ 帰化の許否に係る法務大臣の裁量について

もっとも、法務大臣は、法定の条件を具備している申請者に対して帰化を許可することが義務付けられているわけではない。帰化の許否は、当該外国人の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼讓等の諸般の事情を斟酌しなければ、適切かつ的確な判断

をすることができないものであるし、また、国益の保護の観点から見た場合には、国内はもとより国際的にも広範な情報を収集しその分析の上に立ち、その時々に応じて、的確な判断をすることが求められている。このような帰化の許否の判断の性質等からすれば、帰化の許可申請に対して許可するか否かは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮事項に制約はないというべきである(①東京地裁昭和63年4月27日判決・訟務月報35巻3号495ページ、判例時報1275号52ページ。同判決の判断は、その控訴審である東京高裁平成元年1月24日判決(乙5)及びその上告審である最高裁平成3年7月18日第一小法廷判決(乙6)において維持されている。②東京地裁平成19年7月3日判決・判例秘書登載(判例番号:L06232948)。なお、同判決は上訴期間満了により確定している。③東京地裁平成27年2月6日判決・判例秘書登載(判例番号:L07030611)。同判決の判断は、その控訴審である東京高裁平成27年7月16日判決(乙7)及びその上告審である最高裁平成28年2月4日第一小法廷判決(乙8)において維持されている。④名古屋地裁平成20年3月12日判決・判例タイムズ1282号67ページ)。

さらに、帰化の不許可処分については、国際情勢、外交関係、公安上の理由等から、不許可の理由を開示することができない場合も在することから、行政手続法上も、理由の開示について定めた8条の規定は外国人の帰化に関する処分については適用除外とされており(行政手続法3条1項10号)、法務大臣は、当該不許可処分をするに当たって考慮した全ての事情を明らかにすべき義務がないことはもとより、具体的な理由を提示する必要もない(前掲東京高裁平成元年1月24日判決及び前掲東京地裁平成19年7月3日判決)。

そうすると、法務大臣の帰化の許否に関する判断が、裁量権の範囲を逸

脱し又はこれを濫用したものとして違法であるとされるのは、そのように広範な裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められるような極めて例外的な場合に限られるというべきである。

さらにいえば、上記のように法務大臣の裁量権が広範なものであることからすれば、外国人の帰化を許可するか否かを決するに当たっては、法定の条件を備える者に対しても、諸般の事情を考慮して、今しばらく当該外国人の生活状況を観察することとして、当該申請を不許可することも許されるものというべきである（前掲東京地裁平成19年7月3日判決）。

したがって、仮に原告が法定の条件を全て具備しているにもかかわらず法務大臣が帰化許可申請を許可しなかったとしても、そのことのみをもって、法務大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があるとはいえない。

(2) 本件不許可決定をした法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があることを基礎づける具体的事実については、原告が主張立証責任を負うこと

前記(1)で述べたとおり、法務大臣は、帰化の許否に関する判断について、極めて広範な裁量権を有するから、帰化を許可しない旨の決定が違法であると主張してその取消しを求める者が、処分の違法性、すなわち、帰化を許可しない旨の決定をした法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があることを基礎づける具体的事実について、主張立証責任を負うものと解すべきである（前掲東京地裁昭和63年4月27日判決及び前掲名古屋地裁平成20年3月12日判決参照）。

(3) 本件処分に係る法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと

ア　原告は、「難民条約34条の規定を国内で実施するための国籍法の見直しは何ら行われなかった」、「被告は、難民条約34条に反し、難民の帰化をできる限り容易とするために国籍法を見直すことを怠った」とし、再度

の帰化申請において、居住要件を含め、国籍法5条1項及び2項の条件を満たしていたとした上で、法務大臣が難民条約の要請を無視し、考慮すべき事項を考慮せずに本件処分をしたとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある旨主張する（訴状5ページ、原告準備書面(1)2及び3ページ）。

イ しかしながら、難民条約34条は、締約国が、難民のその国の社会への適応と帰化をできる限り容易なものとすること及び帰化手続の迅速化と費用軽減のため努力すべきことを定めるものであり（乙9）、国籍法の改正又はその検討を義務付けるものではない。

また、国籍法5条2項は、「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる」と規定するが、ここにいう「境遇につき特別の事情があると認めるとき」は、難民の認定を受けた者等、特に人道上の配慮を要する場合を念頭においており、同項は難民条約34条の趣旨に沿うものといえる（乙10・126及び127ページ、乙11・108ページ）。

さらに、前記(1)のとおり、法務大臣は、帰化の許否に関し、広範な裁量権を有しており、法定の条件を具備している申請者に対しても、帰化を許可することが義務付けられているわけではなく、その考慮事項に制約はないのであるから、国籍法の規定を前提として、帰化の許否を判断するに当たり、難民の認定を受けた者であることを一つの事情として考慮することは可能である。

以上によれば、仮に原告が法定の条件を全て備えていたとしても、本件処分に係る法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

(4) 小括

したがって、本件処分は適法である。

2 本件処分取消しの訴えに係る本案前の主張の撤回

本件処分取消しの訴えに係る本案前の主張について改めて検討した結果、本件担当者が原告に対して行った電話による本件処分の告知は事実上行われた（サービスとして行われた）ものであり、本件処分の通知（乙2）により原告が本件処分を知った日の翌日を本件処分取消しの訴えの出訴期間（行訴法14条1項）の起算日とする旨整理をしたことから、本件取消しの訴えに係る本案前の主張を撤回する。

3 原告の求釈明事項に対する回答

原告の求釈明事項（原告準備書面(2)2及び3ページ）について、必要と認める範囲において回答する。

(1) 原告準備書面(2)第2の1について

本件処分は、法務大臣が原告の令和3年1月25日付け帰化許可申請に対して行った不許可とする旨の決定である。

帰化の許可（一般的なもの）については、法務省民事局長の決裁が終了することにより、法務大臣の名義による帰化の許可又は不許可の決定がされることと定められており（法務省行政文書取扱規則13条、別表1の9の14）、本件処分についても、法務省民事局長の決裁が終了した日である令和4年1月24日（乙12・1枚目）が本件処分日となる。本件処分日が請求の趣旨第1項に記載する同月25日でないことは、本件処分がされた旨の東京法務局長宛て通知文書（乙1）が同月24日付けであることからも明らかである。

(2) 原告準備書面(2)第2の2について

本件処分取消しの訴えに係る本案前の主張を撤回したので、回答の要を認めない。

第4 請求の趣旨第2項（本件義務付けの訴え）について

答弁書（5ページ）で述べたとおり、本件義務付けの訴えは、行訴法3条6項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件とされているところ、前記第3の1のとおり、本件処分は適法であり、併合提起された本件取消しの訴えに係る請求は認容されない。

よって、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠くものであり、不適法である。

第5 結語

以上のとおり、本件義務付けの訴えは不適法であるから却下されるべきであり、その余の原告の請求（本件処分取消しの訴えに係る請求）は理由がないから棄却されるべきである。

以上